

## 福岡市地域活動支援センター補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市地域活動支援センター補助金の交付については、福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第60号。以下「基準条例」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域活動支援センターの適正かつ安定的な運営を通して、障がい者の社会参加の機会を確保するなど、本市の障がい者福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「地域活動支援センター」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第27項に定める事業を実施しているものをいう。ただし、福岡市地域活動支援センターI型運営費補助金の対象となるものを除く。

2 この要綱において「障がい者」とは、次のいずれかに該当する者(原則として18歳以上の者に限る。)をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 福岡市療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けた者又は福岡市児童相談所その他の判定機関により知的障がい者若しくは知的障がいの状態に準ずる状態にあると判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、地域活動支援センターの運営事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 地域活動支援センターを設置運営する団体であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していない団体であること。
- (4) 市長が適当と認めた団体であること。

2 地域活動支援センターを設置運営する団体は、その運営にあたり、次の各号に掲げる者から十分に意見を聴取しながら、円滑な事業運営に努めなければならない。

- (1) 地域活動支援センターの代表者
- (2) 指導員
- (3) 利用者及びその保護者
- (4) 地域の福祉関係者

(補助対象となる地域活動支援センターの要件)

第6条 補助の対象となる地域活動支援センターは、基準条例において規定する基準及び次に掲げる各号をすべて満たすものでなければならない。

(1) 利用者

原則として本市に居住している障がい者で、地域活動支援センターにおいて訓練等を受けることが適当と認められる者であること。

(2) 利用者数

10人以上であること。

(3) 開所日数

週4日以上開所していること。

(4) 設備

利用者の能力及び特性に応じた指導室、作業室その他の設備が設けられており、利用者の保健衛生及び安全の確保に十分留意していること。

(5) 指導員

指導員として利用者に対して適切な作業訓練及び指導を行う者を1人以上配置していること。

(6) その他

正当な理由がある場合を除いて、訓練等を希望する障がい者の参加が制限されないこと。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表1の第3欄に定めるところによる。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表第1の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める補助基準額と、第3欄に定める額とを比較して少ない方の額の合計額(その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内において市長が決定する。

(補助金の交付の協議)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ補助金の交付を受けようとする年度の前年8月末日までに、事業計画協議書(様式第5号)等を添えて市長に協議しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする団体は、運営費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支計画書

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出は、年度途中に第6条の補助要件を満たして交付申請する場合を除き、補助金の交付を受けようとする年度の4月末日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(補助金の交付の制限)

第11条 市長は、第15条第4号により補助金の交付決定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体(当該取消しに係る通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその地域活動支援センターの代表者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む)については、補助金を交付しないものとする。

(障がい福祉サービスとの併用の制限)

第12条 障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第9項に規定する重度障害者等包括支援、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援(以下「障がい福祉サービス」という。)を利用している者は、地域活動支援センターの利用者数に算定することができないものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

2 前項但書の規定により、障がい福祉サービスを利用している者を地域活動支援センターの利用者数に算定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の決定)

第13条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、関係書類を審査し、必要に応じて実施調査を行うなど内容について検討を行ったうえ、速やかに補助の適否を決定し、補助金を交付すべきものと認めるときは、申請者に運営費補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第14条 補助金の交付の決定を受けた団体が、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業により取得した財産又は備品を市長の承認を得ないで譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供したとき。

(4) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の一時停止)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体の補助事業について疑義があると認めるときは、その団体に対する補助金の交付を一時停止することができる。

(関係書類の整備)

第17条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた団体に事業の運営に関し報告をさせ、又は職員にその施設、事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第19条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業終了後1カ月以内に運営費補助金事業実績報告書(様式第8号)に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業経費収支計算書

(2) 補助事業の経過又は成果を証する書類(様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出のほか、利用者の通所実績については、4月から6月までの通所実績を7月5日までに、7月から10月までの通所実績を11月5日までに提出しなければならない。

3 第12条第1項但書の適用により併用している場合であっても、地域活動支援センターと障がい福祉サービスを同一日に利用した場合は、当該日は地域活動支援センターの通所日数に算定できないものとする。

(補助金の額の確定等)

第20条 市長は、前条の規定による事業実績の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査を行うなど内容について調査し、補助金の交付の決定に適合するか否かを事業実績調査確認書(様式第12号)により調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書(様式第13号)により補助金の交付を受けた団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定により確定した額を、速やかに補助金の交付の決定を受けた団体に対し交付するものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、分割して事前に交付することがある。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(暴力団の排除)

第22条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした団体の代表者及び地域活動支援センターの施設長(第4項において「申請者等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者等又は補助事業者に対し当該申請者等又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

5 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

(その他)

第23条 この要綱の施行に関しては、本要綱の定めによるほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(一時金)

第 1 条 平成 14 年度については、要綱第 6 条の規定に基づく別表第 1 中のア人件費等補助に、利用人員に応じた一時金を加算する。

〔利用人員〕	年額
5 人～ 9 人	2 7 千円
10 人～14 人	5 4 千円
15 人以上	8 1 千円

(施行期日)

第 2 条 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(一時金)

第 1 条 平成 15 年度については、要綱第 6 条の規定に基づく別表第 1 中のア人件費等補助に、利用者数に応じた一時金を加算する。

〔利用者数〕	年額
5 人～ 9 人	1 1 1 千円
10 人～14 人	2 2 2 千円
15 人以上	3 3 3 千円

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。但し、第4条第4号の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日以前に開設されている福祉作業所については、第4条第2号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(差額の補填)

第1条 平成16年度の運営費補助金の交付決定額が、平成15年度の運営費補助金の確定額に満たない福祉作業所については、平成16年度に限り、その差額を補填する。

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(補填)

第1条 平成17年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成16年度の運営費補助金の確定額のうち同補助に相当する額に満たない福祉作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成17年度における別表第1第2欄に掲げる利用人員による区分が、平成16年度の当該区分と異なる場合を除く。

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正にかかると部分については、同年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(補填)

第1条 平成18年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成17年度の運営費補助金の確定額のうち同補助に相当する額に満たない福祉作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成18年度における別表第1第2欄に掲げる利用人員による区分が、平成17年度の当該区分と異なる場合を除く。

(施行期日)

第2条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(福岡市精神障がい者共同作業所補助金交付要綱の廃止)

第2条 福岡市精神障がい者共同作業所補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この要綱が施行される際、現に福岡市精神障がい者共同作業所補助金の交付を受けている共同作業所(以下「旧共同作業所」という。)であって、要綱別表第1の1.区分欄のE機能強化補助を受けていない場合は、要綱別表第1の1.区分欄のイ土地家屋借上料補助の2.補助基準額については、なお従

前の例による。

第4条 旧共同作業所について、平成20年3月31日までの間は、改正後の要綱第9条の規定にかかわらず、運営費補助金の交付申請手続については、なお従前の例による。

(補填)

第5条 平成19年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成18年度の運営費補助金の確定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成19年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成18年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成18年度に福岡市精神障がい者共同作業所補助金の交付を受けた共同作業所であって、要綱別表第1の1.区分欄のエ機能強化補助を受けていない場合は、要綱別表第1の1.区分欄のイ 土地家屋借上料補助の2.補助基準額については、なお従前の例による。

(補填)

第3条 平成20年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成19年度の運営費補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成20年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成19年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 この要綱の施行後、2年以内に補助制度のあり方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。

(補填)

第3条 平成21年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成20年度の運営費補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成21年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成20年度の当該区分と異なる場合を除く。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成22年度の運営費補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成21年度の運営費補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成22年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成21年度の当該区分と異なる場合を除く。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱による改正後の福岡市地域活動支援センター等補助金交付要綱第8条の規定は、同要綱第12条第4号の規定により平成23年度以後の年度分の補助金の交付決定を取り消された団体について適用し、平成22年度分までの補助金の交付決定を取り消された団体については、なお従前の例による。

(補填)

第3条 平成23年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成22年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成23年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成22年度の当該区分と異なる場合を除く。

## 附 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成24年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成23年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成24年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成23年度の当該区分と異なる場合を除く。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成25年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成24年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成25年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平成24年度の当該区分と異なる場合を除く。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(補填)

第2条 平成26年度の補助金の交付決定額のうち人件費等補助に相当する額が、平成25年度の補助金の交付決定額のうち同補助に相当する額に満たない小規模作業所については、その差額を補填する。

ただし、平成26年度における別表第1の1.区分欄のア人件費等補助の2.補助基準額欄に掲げる利用人員による区分が、平



- 成 2 5 年 度 の 当 該 区 分 と 異 な る 場 合 を 除 く 。  
 2 平 成 2 6 年 度 の 補 助 金 の 交 付 決 定 額 が 、 平 成 2 5 年 度 の 補 助 金  
 の 交 付 決 定 額 に 満 た な い 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー ( 平 成 2 6 年 度 に  
 小 規 模 作 業 所 か ら 移 行 し た も の に 限 る 。 ) に つ い て は 、 そ の 差 額  
 を 補 填 す る 。  
 た だ し 、 平 成 2 6 年 度 に お け る 別 表 第 1 の 1 . 区 分 欄 の ア 人 件  
 費 等 補 助 の 2 . 補 助 基 準 額 欄 に 掲 げ る 利 用 人 員 に よ る 区 分 が 、 平  
 成 2 5 年 度 の 当 該 区 分 と 異 な る 場 合 を 除 く 。  
 3 平 成 2 7 年 度 の 補 助 金 の 交 付 決 定 額 の うち 人 件 費 等 補 助 に 相  
 当 す る 額 が 、 平 成 2 5 年 度 の 補 助 金 の 交 付 決 定 額 の うち 同 補 助 に  
 相 当 す る 額 に 満 た な い 小 規 模 作 業 所 に つ い て は 、 そ の 差 額 に 1 /  
 2 を 乗 じ て 得 た 額 を 補 填 す る 。  
 た だ し 、 平 成 2 7 年 度 に お け る 別 表 第 1 の 1 . 区 分 欄 の ア 人 件  
 費 等 補 助 の 2 . 補 助 基 準 額 欄 に 掲 げ る 利 用 人 員 に よ る 区 分 が 、 平  
 成 2 5 年 度 の 当 該 区 分 と 異 な る 場 合 を 除 く 。  
 4 平 成 2 7 年 度 の 補 助 金 の 交 付 決 定 額 が 、 平 成 2 5 年 度 の 補 助 金  
 の 交 付 決 定 額 に 満 た な い 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー ( 平 成 2 6 年 度 及  
 び 平 成 2 7 年 度 に 小 規 模 作 業 所 か ら 移 行 し た も の に 限 る 。 ) に つ  
 い て は 、 そ の 差 額 に 1 / 2 を 乗 じ て 得 た 額 を 補 填 す る 。  
 た だ し 、 平 成 2 7 年 度 に お け る 別 表 第 1 の 1 . 区 分 欄 の ア 人 件  
 費 等 補 助 の 2 . 補 助 基 準 額 欄 に 掲 げ る 利 用 人 員 に よ る 区 分 が 、 平  
 成 2 5 年 度 の 当 該 区 分 と 異 な る 場 合 を 除 く 。  
 5 補 填 に つ い て は 、 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 を も っ て 廃 止 す る 。  
 ( 小 規 模 作 業 所 を 運 営 す る 団 体 に 対 す る 補 助 金 の 廃 止 )  
 第 3 条 小 規 模 作 業 所 を 運 営 す る 団 体 に 対 す る 補 助 金 の 交 付 に つ  
 い て は 、 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 を も っ て 廃 止 す る 。  
 ( 期 間 )  
 第 4 条 こ の 要 綱 は 、 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 を も っ て 廃 止 す る 。 な  
 お 、 終 期 到 来 後 の 継 続 に つ い て は 、 そ の 必 要 性 の 検 証 を 踏 ま え た  
 上 で 、 終 期 到 来 ま で に 判 断 す る も の と す る 。

## 附 則

こ の 要 綱 は 、 平 成 2 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 附 則

こ の 要 綱 は 、 平 成 2 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 附 則

( 施 行 期 日 )

第 1 条 こ の 要 綱 は 、 平 成 2 9 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

( 期 間 )

第 4 条 こ の 要 綱 は 、 平 成 3 3 年 3 月 3 1 日 を も っ て 廃 止 す る 。 な  
 お 、 終 期 到 来 後 の 継 続 に つ い て は 、 そ の 必 要 性 の 検 証 を 踏 ま え た  
 上 で 、 終 期 到 来 ま で に 判 断 す る も の と す る 。

## 附 則

こ の 要 綱 は 、 平 成 3 0 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 附 則

こ の 要 綱 は 、 平 成 3 1 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 附 則

こ の 要 綱 は 、 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

## 附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

( 期間 )

第 4 条 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

## 〔別表第 1〕

1. 区分	2. 補助基準額	3. 対象経費								
ア 人件費等 補 助	<p>〔指導員人件費、光熱水費〕</p> <table border="1"> <tr> <td>利用者数</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>5人～9人</td> <td>3,919千円</td> </tr> <tr> <td>10人～14人</td> <td>7,805千円</td> </tr> <tr> <td>15人以上</td> <td>11,691千円</td> </tr> </table> <p>〔重度加算〕</p> <p>4月1日において利用者のうち、身体障害者手帳1、2級の者、療育手帳Aの者及びこれと同等の知的障がい者であって、介助なしには移動又は食事をすることができない者又は精神障害者保健福祉手帳1級の者及びこれに準ずる者として別に定める者(以下「加算対象者」という)が通所する地域活動支援センターに対し、次に掲げる金額を年額として算出する額</p> <p>加算対象者1人あたり年額145千円</p> <p>ただし、利用者5人以上14人以下の地域活動支援センターについては、1カ所あたり年額1,450千円を限度とし、利用者15人以上の地域活動支援センターについては、1カ所あたり年額2,030千円を限度とする。</p> <p>〔就職奨励加算〕</p> <p>民間企業等に就職することにより地域活動支援センターを退所した利用者(以下「退所者」という。)があった場合に、退所者が出た次の年度に限り、退所者1人につき44,000円</p> <p>ただし、年間24日以上に通所した利用実績がある退所者に限るものとし、同一人については1回限りとする。</p>	利用者数	年額	5人～9人	3,919千円	10人～14人	7,805千円	15人以上	11,691千円	<p>地域活動支援センターを運営するために必要な職員の給料、職員手当(扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等)、共済費及び賃金並びに          その他事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等</p>
利用者数	年額									
5人～9人	3,919千円									
10人～14人	7,805千円									
15人以上	11,691千円									

<p>イ 土地家屋 借上料補助</p>	<p>次に掲げる金額を月額として算出する額  (1) 土地家屋借上料が月額 3 万円以下の場合、その金額。  (2) 土地家屋借上料が月額 3 万円を超える場合は、土地家屋借上料の月額から 3 万円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 3 万円を超えるときは 3 万円) を 3 万円に加算した額。</p>	<p>地域活動支援センターの土地家屋借上料</p>
<p>ウ 機能強化補助</p>	<p>地域活動支援センターで、次の(1)から(3)の要件をすべて満たす場合に、以下の区分ごとに定める額</p> <p>地域活動支援センターⅡ型 300万円  地域活動支援センターⅢ型 150万円  地域活動支援センターⅣ型 20万円</p> <p>(1)運営実績  本補助金の交付を受けて、地域活動支援センターを運営している実績を2年以上有すること。</p> <p>(2)職員配置  地域活動支援センターⅡ型  施設長1名、指導員3名以上配置し、うち1名以上を常勤とすること。  地域活動支援センターⅢ型  施設長1名、指導員2名以上配置し、うち1名以上を常勤とすること。  地域活動支援センターⅣ型  施設長1名、指導員2名以上配置すること。</p> <p>(3)利用者数  地域活動支援センターⅡ型  1日当たりの実利用人員が概ね15人以上であること。  地域活動支援センターⅢ型  1日当たりの実利用人員が概ね10人以上であること。  地域活動支援センターⅣ型  1日当たりの実利用人員が概ね5人以上であること。</p>	<p>本別表中、1. 区分の  ア、イのそれぞれ3.  対象経費に定める経費のほか、地域活動支援センターの運営強化に要する経費</p>

## 福岡市地域活動支援センター I 型運営費補助金交付要綱

## (通則)

第1条 福岡市地域活動支援センター I 型運営費補助金の交付については、福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第60号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び福岡市補助金等交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、地域活動支援センター I 型の適切かつ安定的な運営を通して、障がい者の社会参加の機会を確保するなど、本市の障がい者福祉の増進に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において「地域活動支援センター I 型」（以下「センター」という。）とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第27項に定める事業を実施しているものうち、福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（以下「指定規則」という。）の規定により、市長に届け出ているセンターをいう。

## (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、センターを運営する事業とする。

## (補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、「指定規則」の規定により、市長に届け出てセンターを設置運営し、本市に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していない法人とする。

なお、補助金の交付対象団体は公募により募集する。

## (補助対象の要件)

第6条 補助の対象となるセンターは、実施要綱で定めるもののほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 運営日数について、原則として週5日以上運営していること（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始を除く。）。
- (2) 運営時間について、1日8時間以上運営していること。
- (3) 利用契約について、センターと利用者との間に、利用に関する契約を締結していること。

## (補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表1の2対象経費の欄に定めるところによる。

## (補助金の額)

第8条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額を交付額とする。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、予算の範囲内において市長が決定する。

- (1) 別表1の区分ごとに、1基準額の欄の定める額と2対象経費の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

## (補助金の交付条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、交付規則第22条の規定により市長が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管に当たっては、事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5ケ年間保管しておかねばならない。

## (補助金の交付申請)

第10条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書に次の書類を添えて、事業実施年度の4月末日までに、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 収支計画書
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

## (補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、申請者に補助金の交付の決定を通知するものとする。

## (変更申請手続)

第12条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加

交付申請等を行う場合には、あらかじめ市長に協議の上、様式第2号により毎年度1月20日までに行うものとする。

(実績報告)

第13条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1ヶ月以内又は毎年度4月30日のいずれか早い日までに様式第3号による報告書を市長に提出して行うものとする。

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により確定した額を補助金の交付の決定を受けた者に対し交付するものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、一括または分割して事前に交付することができる。

(監査)

第16条 市長は、必要があると認めるときには事業実施者に対し、関係書類の提出を求め、補助事業の内容を監査することができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業実施者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金がすでに交付されているときはその返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) この要綱に規定する目的に反した用途に補助金を使用したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (4) その他市長が補助することが不相当と認めるとき

(暴力団の排除)

第18条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者及びセンターの施設長（第4項において「申請者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（役員を含む）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。
- 5 センターは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めのない事項については、保健福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。但し、第3条第1号及び第2号の改正規定については、平成22年度中はなお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（期間）

第2条 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

第2条 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

第2条 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。



別表 1

区分	1 基準額		2 対象経費
	基礎的事業	機能強化事業	
地域活動支援センターI型	年額 12,411,000円	年額 6,000,000円	センターを運営するために必要な職員の給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等）、共済費及び賃金並びに施設を運営するために必要な各所修繕費、その他事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等